

# 東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項

令和6年4月22日改正

## 1 入札方法

### (1) 入札書

入札書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第4号（第5条関係））を使用し、入札金額等の必要事項の記載及び入札の権限を有している者の記名・押印をすること。押印は、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑によること。

入札書の様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。

「東広島市ホームページのトップページ」  
→「事業者の方へ」→「入札・契約・事業者募集」  
→「物品調達等及び委託役務関係情報」→「物品調達等」 →発注情報（入札/公開見積り合わせ等）  
↳「委託役務・修繕」 →発注情報（入札等）

### (2) 入札金額

総額（見積もった契約金額の110分の100に相当する金額）を記載すること。

入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (3) 落札者の決定

競争入札に参加する者の入札参加資格の確認は、入札前には行わず、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者（以下「落札候補者」という。）がある場合に、落札者の決定を保留した上で、落札候補者に対して、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求め、その入札参加資格を有することを確認した場合に、落札者として決定する。

### (4) 入札方法

案件ごとに定める入札期間に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。

入札書は、定形封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表面に物品・委託役務の名称、開札予定日時、入札書が在中している旨及び商号又は名称を記載すること。封印の仕方については、封筒記載例を参照すること。

入札書を郵送又は信書便（以下「郵便等」という。）により提出するときは、別に定める方法によるものとし、入札期間の最終日までに総務部契約課に到着した入札書について、持参による入札箱への投入と同様に取り扱う。

なお、入札書の投入後は、いったん投入された入札書の書換え、引換え、撤回をすることはできない。

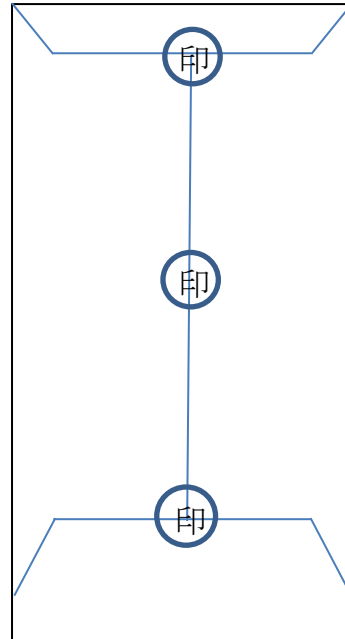
### 【封筒記載例（入札書の場合）】

提出者	開札予定日時	名称
〇〇株式会社	令和〇年〇月〇日〇時〇分	〇〇業務

入札書在中

表

定型封筒



裏

## 2 入札参加資格

### (1) 共通の参加資格について

本競争入札に参加する者は、次のいずれにも該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項に該当する者
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者で、同法の規定による更生手続開始決定がされていないもの
- ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者で、同法の規定による再生手続開始決定がされていないもの
- エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は対象案件の開札日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
- オ 対象案件に係る入札公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、本市の指名除外措置を受けている者
- カ 対象案件に係る入札公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、関係法令の規定による営業停止処分を受けている者
- キ 施行令第167条の4第2項各号※に掲げる場合に該当する者で、市長が入札に参加させないこととしたもの  
※施行令第167条の4第2項

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

ク 開札日の前日において、次の(ア)又は(イ)のいずれかの者に、市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納(以下「滞納額等」という。)がある者(市長が別に定めるところにより、当該滞納額等を納入する意思を表明した者を除く。)

- (ア) 入札参加を希望する者(法人又は個人事業主)
- (イ) 入札参加を希望する法人の代表者(個人)

### (2) 案件ごとの入札参加資格について

案件ごとに設定した入札に参加する者に必要な資格(以下「資格要件」という。)を満たすことを必須とする。資格要件は開札後、落札候補者について審査する。

### (3) 資格要件の取扱いについて

- ア 特別の定めがある場合を除き、資格要件は、開札日の前日の状況により判断する。
- イ 配置予定技術者の資格要件の判断基準は、次のいずれも満たすことを必須とする。
  - (ア) 資格要件で定める資格及び経験を有していること。
  - (イ) その他市長が必要と認めるもの。

## 3 契約条項を示す場所等

### (1) 場所

総務部契約課(契約担当所属)  
東広島市西条栄町8番29号(本庁本館4階)

### (2) 仕様書等の閲覧方法

- ア 仕様書等は、東広島市ホームページに掲載するとともに、契約担当所属で閲覧に供する。
- イ 見本の閲覧を希望する者は、案件ごとに定める仕様書及び見本等閲覧期間に、総務部契約課(契約担当所属)で閲覧することができる。
- ウ 入札参加者がパソコン環境の障害等により東広島市ホームページを閲覧できない場合は、案件ごとに定める仕様書及び見本等閲覧期間内に、総務部契約課(契約担当所属)に申出れば配布を受けることができる。ただし、郵送による配布は行わない。

## 4 入札回数

入札回数は、3回までとする。

## 5 開札

### (1) 開札の立会い

- ア 開札に立ち会うことができる者は、入札者又はその代理人のほか、申し出により市長が認めた者とする。
- イ 開札に立ち会おうとする者は、入札公告に記載された時刻までに開札会場に入場しなければならない。

### (2) 開札

- ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者があるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。
- イ 落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、施行令第167条の9の規定によりくじ引きを行い落札候補者を決定する。この場合において、くじ引きを実施する日時は、市長が別に定める。なお、代理人がくじ引きに参加しようとするときは、委任状を提出すること。
- ウ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、別に定める方法により、開札日の翌日以降に再度の入札を実施するものとする。再度の入札は、開札の立会いの有無に関わらず、参加できるものとする。ただし、当該入札が無効となった者を除く。

## 6 資格要件確認資料の提出

- (1) 落札候補者となった者は、案件ごとに定める資格要件確認資料を提出しなければならない。
- (2) 資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。
- (3) 提出期限までに資格要件確認資料を提出することができない場合は、その者のした入札を無効とする。
- (4) 資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

## 7 入札参加資格の確認

- (1) 落札候補者となったものについて資格要件を審査する。
- (2) 資格要件の審査は、開札時間の早いものから順に行うものとする。ただし、落札を保留した場合は、この限りでない。
- (3) 資格要件の審査の結果、落札候補者が資格要件を満たしていないと認めるときは、その者のした入札を無効とし、その旨を当該落札候補者に対して通知するものとする。この場合は、入札を無効とした落札候補者について指名除外措置を行うものとする。ただし、審査の結果、当該無効とした理由が、積算内訳書又は実績要件に係る資料に関してのみの場合は、この限りでない。
- (4) 落札候補者が、開札日以後、落札者を決定するまでの間に東広島市の指名除外措置を受け、又はその他入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。
- (5) 落札候補者が資格要件を満たしていないと認めた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で有効に入札した他の入札者の中から、入札価格の低い順に有効な入札をした者を落札候補者とする。

## 8 落札者の決定

- (1) 落札候補者が資格要件を満たしていると認めるときは、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (2) 落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に対して、その旨を通知する。
- (3) 落札者の決定は、開札日又は開札時間の早いものから順に行う。

## 9 入札結果等の公表

開札日（再度の入札を実施したときは、その入札が終了した日）の翌開札日の午前9時以降に入札状況を、落札決定日の翌開札日の午前9時以降に落札状況を契約課及び東広島市ホームページで公表する。

## 10 その他

### (1) 入札保証金

免除

### (2) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 入札心得第10条各号のいずれかに該当する入札

ウ 最低制限価格を設けた場合において、当該価格に満たない入札

### (3) 契約保証金

落札者は、契約締結前に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債等の提供又は金融機関等が発行した保証証書の提出をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、次のア又はイのいずれかに該当する場合などにおいては、契約保証金を免除することができる。

ア 保険会社と履行保証保険契約を締結した場合

イ 当該契約を締結する日の属する年度及びその前2年度の間に当該契約と種類を同じくし、かつ、最終契約金額が当該契約の契約金額の8割以上の契約を市（市が設立した公社及び事業団を含む。）又は国（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等を含む。）若しくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に完了している場合（国又は他の地方公共団体の履行実績に基づき契約保証金の免除を申し出る場合は、契約履行実績証明書（契約書、検査結果通知書及び支払関係書類の写しは不可とする。）を提出すること。）

### (4) 契約書の作成の要否

要

### (5) 契約の締結

ア 落札者は、契約書を作成する場合においては、契約担当職員から交付された契約書の案に記名・押印し、落札決定の日から起算して5日以内（東広島市の休日を定める条例（平成元年条例第6号）第1条第1項に規定する休日を除く。）に、これを契約担当職員に提出しなければならない。

イ 契約書の作成に要する費用は、全て落札者が負担する。ただし、契約書の用紙は、東広島市が交付する。

### (6) 入札の延期等

入札の執行に当たり、天災地変があった場合、入札参加者の談合、不穏な行動の情報があった場合等入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期し、又は中止することがある。

### (7) その他

ア 提出された入札書及び資格要件確認資料（6(6)の補正及び追加資料を含む。）については、書換え、引換え、追加又は撤回をすることができない。

イ この入札に際しては、東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）、入札心得に従わなければならない。

ウ 期間中の受付等の手続きは、入札公告によるものとする。入札公告に定めがないものについては、東広島市の休日を定める条例に規定する市の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

エ 契約書は、原則として、契約担当所属（総務部契約課）で手交する。